

○国土交通省告示第四百二十八号

建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成二十年国土交通省令第三十七号）第二十八条第九号の規定に基づき、講義を受講した者又は修了考査に合格した者と同等以上の知識を有する者として国土交通大臣が定める者及び講義又は修了考査のうち国土交通大臣が定める科目を、次のように定める。

平成二十年十一月二十八日

国土交通大臣 金子 一義

建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令の規定に基づき、講義を受講した者等と同等以上の知識を有する者として国土交通大臣が定める者及び講義等のうち国土交通大臣が定める科目を定める件

建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第二十八条第九号に規定する講義を受講した者又は修了考査に合格した者と同等以上の知識を有する者は、次の表の上欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる者とし、同号に規定する科目は、同表の中欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下



附 則

建築士講習の行われた年度の初めから三年以  
内に設備設計一級建築士講習を受講する者

この告示は、公布の日から施行する。